

仁淀消防組合人事行政の運営等の状況

令和7年9月

仁淀消防組合

仁淀消防組合人事行政の運営等の状況の公表について

仁淀消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年11月26日条例第6号)第6条の規定に基づき、令和6年度の仁淀消防組合人事行政の運営等の状況を公表します。

令和7年9月19日

仁淀消防組合長

仁淀消防組合人事行政の運営等の状況

— 目 次 —

第1章 職員の任免及び職員数に関する状況

- 1 任用の状況
 - (1) 採用状況
 - (2) 離職及び再任用の状況
 - (3) 級別職員数の状況
 - (4) 昇級期間の短縮の状況

第2章 職員の人事評価の状況

- 1 人事評価の状況
 - (1) 人事評価の実施
 - (2) 人事評価制度

第3章 職員の給与の状況

- 1 総括
 - (1) 人件費の状況
 - (2) 職員給与費の状況
 - (3) 給与の抑制措置の状況
- 2 職員の平均給料月額、初任給等の状況
 - (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
 - (2) 職員の初任給等の状況
- 3 職員の手当の状況
 - (1) 期末・勤勉手当
 - (2) 退職手当
 - (3) 特殊勤務手当
 - (4) 時間外勤務手当
 - (5) その他の手当
- 4 特別職の報酬等の状況

- 5 職員数の状況
 - (1) 部署別職員数の状況
 - (2) 年齢別階級別職員構成の状況
 - (3) 職務別職員数の状況（算定数と現員数）

第4章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- 1 勤務時間の概要
- 2 休暇の種類
 - (1) 年次有給休暇
 - (2) 病気休暇
 - (3) 特別休暇
 - (4) 介護休暇
- 3 育児休業等
 - (1) 育児休業
 - (2) 育児短時間勤務
 - (3) 部分休業

第5章 職員の休業に関する状況

- 1 育児休業、育児短時間勤務、部分休業

第6章 職員の分限及び懲戒処分の状況

- 1 分限処分
- 2 懲戒処分

第7章 職員のサービスの状況

- 1 職務専念義務免除
- 2 営利企業への従事許可

第8章 職員の退職管理の状況

- 1 退職管理の状況

第9章 職員の研修の状況

- 1 研修の状況

第10章 職員の福祉及び利益の保護の状況

- 1 健康診断の実施状況
- 2 互助会等の福利厚生事業状況
- 3 公費負担状況
- 4 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 5 不利益処分に関する審査請求の状況

第1章 職員の任免及び職員数に関する状況

1 任用の状況

(1) 採用状況

(単位：人)

年度	試験 区分	職種	受験者数			最終合格者数			採用者数		
			男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
2年度	採用試験なし										
3年度	初級	消防職	22	5	27	3	1	4	3	1	4
4年度	初級	消防職	17		17	1		1	1		1
5年度	採用試験なし										
6年度	初級	消防職	11		11	4		4	4		4

※ 採用に係る表中年度期間は、4月2日から翌年4月1日までの間です。

(2) 離職及び再任用の状況

(単位：人)

年度	離職								再任用	
	退職					免職		その他		合計
	定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒			
2年度										
3年度			1	1					2	
4年度	2								2	
5年度			3						3	
6年度			1						1	

(3) 級別職員数の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	階 級	行政職	職員数	構成比
6 級	司令長、司令	消防長、次長、署長、副署長、課長	8 人	13.8 %
5 級	司令補	隊長、分署長、副隊長、副分署長、係長	12 人	20.7 %
4 級	士長	分隊長(3級を除く)、主監、主任(3級を除く)	9 人	15.5 %
3 級	士長	分隊長(4級を除く)、副分隊長(2級を除く)、主任(4級を除く)、主幹	11 人	19.0 %
2 級	士長、副士長	副分隊長(3級を除く)、隊員(1級を除く)、主事(1級を除く)	7 人	12.0 %
1 級	消防士	隊員(2級を除く)、主事(2級を除く)	11 人	19.0 %
計			58 人	100.0 %

(4) 昇級期間の短縮の状況

区 分		消防職員
令和 6 年度	職員数 (A)	55 人
	普通昇級期間を短縮して昇級した職員数 (B)	0 人
	比率 (B/A)	0 %
令和 5 年度	職員数 (A)	58 人
	普通昇級期間を短縮して昇級した職員数 (B)	0 人
	比率 (B/A)	0 %

第2章 職員の人事評価の状況

1 人事評価の状況

(1) 人事評価の実施

4月1日から1月末日までを評価期間として、第一次及び第二次の複数の評定者による人事評価を行っています。(平成30年度から試行的運用を開始)

(2) 人事評価制度

人事評価は、態度・能力・業績についての勤務成績を評価し、これを総合的に「抜群」「優秀」「普通」「やや不足」「不足」の5段階区分で評価。

第3章 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況 (令和 6 年度決算)

管内人口 (令和 6 年度末現在)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
25,366 人	587,530 千円	457,513 千円	77.9 %

※ 組合議員等に支給される報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況

区分	職員数 (A)	職員給与費 (千円)				一人当たり 年間給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)	
令和 6 年度 決算	55	212,156	65,359	89,696	367,211	6,677 千円
令和 7 年度 当初予算	58	222,144	68,556	92,576	383,276	6,608 千円

※ 職員数は各年度 4 月 1 日時点での人員です。

※ 職員手当は、後記 3-(3)・(4)・(5)に掲げる手当及び児童手当の合計です。

(3) 給与の抑制措置の状況

なし

2 職員の平均給料月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和7年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
39.3 歳	310,066 円	356,929 円

※ 「平均給料月額」とは、基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料及び職員手当(扶養、住居、通勤、時間外勤務等)の合計額の平均です。

(2) 職員の初任給等の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	仁淀消防組合	高知県(行政職)	国 (行政職)
大学卒	220,000 円	225,200 円	220,000 円
高校卒	188,000 円	189,700 円	188,000 円

3 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

(令和7年4月1日現在)

区 分	支給割合			6 年度支給実績
	6 月期	12 月期	計	
期末手当	1.25 月	1.25 月	2.50 月	
勤勉手当	1.05 月	1.05 月	2.10 月	89,969 千円

(2) 退職手当

(令和7年4月1日現在)

区 分		勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 35 年	最高限度	その他の加算措置
支給率 (月分)	定年退職	24.5869	33.2708	47.709	47.709	

(3) 特殊勤務手当

(令和7年4月1日現在)

区 分	内 容	6 年度支給実績
消防手当	1 当務 250 円(日勤)、500 円(隔勤)	3,232 千円
救急手当	1 出動 300 円(救命士 600 円)	2,488 千円
夜間業務手当	1 当務 700 円(夜間通信勤務者)	1,021 千円

※ 日勤：毎日勤務者、隔勤：隔日で勤務する交替制勤務者。

(4) 時間外勤務手当

正規の勤務時間を越えて勤務した職員(管理職除く)に支給する手当です。

(令和7年4月1日現在)

区 分	内 容	6 年度支給実績
正規の勤務の日の時間外勤務	時間単価×125/100×時間数 (22 時から 5 時までの深夜勤務については 150/100)	8,819 千円
週休日の時間外勤務	時間単価×135/100×時間数 (22 時から 5 時までの深夜勤務については 160/100)	

(5) その他の手当

(令和7年4月1日現在)

区 分	概 要			6 年度支給額
扶養手当	扶養親族たる子(1人につき) 13,000 円 子以外の扶養親族(1人につき) 6,500 円 扶養親族である子のうち満 15 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子(1人につき) 5,000 円加算			10,856 千円
住居手当	借家・借間居住者	基礎控除額 最高支給限度額	16,000 円 28,000 円	5,672 千円
通勤手当	交通機関利用者	最高支給限度額	150,000 円	3,342 千円
	自動車等使用者	片道 2 km 以上 5 km 未満 ～ (5 km 毎加算) 60 km 以上 (限度額)	2,000 円 ～ 31,600 円	
夜間勤務手当	深夜に勤務を割り振られた職員に支給 時間単価×25/100×時間数			1,125 千円
休日勤務手当	祝日・年末年始の休日に勤務を割り振られた職員に支給 時間単価×135/100×時間数			15,727 千円
管理職手当	管理職に支給 消防長 33,000 円 消防本部次長 33,000 円 消防署長 33,000 円 消防副署長 24,000 円 消防本部課長 24,000 円			2,520 千円
管理職員特別勤務手当	管理職が週休日、祝日等に緊急の公務等により勤務した場合に支給 1 勤務につき 12,000 円以内			532 千円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受等断続的な勤務をした場合に支給 1 勤務につき 4,400 円以内			0 千円

4 特別職の報酬等の状況

(令和6年度決算) (単位:千円)

区 分	人員 (人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	手当	計		
議 員	6	149			149		149
監査委員	2	40			40		40
計	8	189			189		189

5 職員数の状況

(1) 部署別職員数の状況

(各年4月1日現在)

年度	定数	実員	職種		部署			
			消防吏員	事務吏員	消防本部	消防署	吾北分署	日高分署
3年度	57	57	57		11	24	12	10
4年度	57	59	59		14	23	12	10
5年度	57	58	58		11	25	12	10
6年度	57	55	55		10	24	11	10
7年度	57	58	58		14	23	11	10

※ 6年度消防本部中、消防吏員2名派遣（高知県消防学校、高知県消防防災航空隊）

(2) 年齢別階級別職員構成の状況

(令和7年4月1日現在)

階級 年齢	司令長	司令	司令補	消防士長	副士長	消防士	計	事務吏員
20歳以下						2	2	
21～25						8	8	
26～30					4	1	5	
31～35				6	3		9	
36～40				6			6	
41～45				4			4	
46～50			9	4			13	
51～55		6	3				9	
56～60	1	1					2	
計	1	7	12	20	7	11	58	

(3) 職務別職員数の状況（算定数と現員数）

(令和7年4月1日現在)

区分	隊員	通信員	予防要員	総務要員	派遣	計
算定数	69	5	7	12		91
現員数	43	(隊員が兼務)	3	10	2	58

※ 算定数：「消防力整備指針」に基づき必要とされる人員数

※ 現員数：令和7年4月1日の現有人員数

※ 隊 員：指揮者、消防・救急・救助要員

第4章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の概要

(令和7年4月1日現在)

区 分	毎日勤務者	交替制勤務者
勤務体制概要	月曜から金曜(祝祭日除く)を勤務日とする。	2 交替制勤務(1 当務 24 時間の隔日勤務)で、3 当務 1 公休 2 当務 1 公休を 1 サイクルとする。
勤務時間帯	8:30 ～ 17:15	8:30 ～ 翌日 8:30
勤務時間	8:30～12:00 13:00～17:15	8:30～12:00 12:45～17:00 17:45～22:00 5:00～8:30 (4 時間につき休息 15 分有)
1 当務の拘束時間数	8 時間 45 分	24 時間
1 当務の勤務時間数	7 時間 45 分	15 時間 30 分
1 週間の勤務時間数	38 時間 45 分	38 時間 45 分

2 休暇の種類

(1) 年次有給休暇

1 暦年 20 日以内 (20 日以内の繰越しを認める)

年次有給休暇の取得状況

(令和6年中)

区 分	人 数	取得数	平均取得数	消化率
毎日勤務者	10 人	126 日	12.6 日	31.5 %
隔日勤務者	45 人	678 日	15.1 日	38.1 %
計	55 人	805 日	14.6 日	36.9 %

※ 研修・派遣職員・中途退職者を除きます。

(2) 病気休暇

公務傷病によるもの 必要最小限の期間
一般の傷病によるもの 90 日以内

(3) 特別休暇

場 合	期 間
1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末	必要と認められる期間

梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行ない、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	
4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって組合長が定めるものにおける活動 (3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに障害がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年において5日の範囲内の期間
5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日の7日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する7日の範囲内の期間
6 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
7 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
8 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法

	第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であつて、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第 2 項に規定する養育里親である者(同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間
9 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの期間内における 2 日（再任用短時間勤務職員にあつては、15 時間 30 分）の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員にあつては、時間）
10 職員の妻が出産する場合であつて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員の妻の出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間における 5 日間（再任用短時間勤務職員にあつては、38 時間 45 分にその者の勤務時間（当該勤務時間に 1 時間未満の端数がある場合にあつては、これを切り上げた時間。）を 38 時間 45 分で除して得た数の時間とする。）の範囲内でその都度必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員にあつては、時間）
11 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして組合長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして組合長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち組合長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年において 5 日（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあつては、10 日）の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間

12 要介護者の介護その他の組合長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
13 職員の親族（別表第 2 の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
14 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後 15 年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 日の範囲内の期間
15 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年の 7 月から 9 月までの期間内における、週休日、条例第 9 条の 4 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する 5 日の範囲内の期間
16 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	7 日の範囲内の期間
17 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
18 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
19 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 42 条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間
20 女子職員の生理（生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合）	必要と認められる期間。ただし、1 日を超えるときは、その超える期間については、第 14 条第 1 項第 2 号の規定による
21 妊産婦である女子職員の健康診査及び保健指導（妊娠中の女子職員及び産後 1 年を経過しない女子職員が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受ける場合）	妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1 日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
22 妊娠中の女子職員の通勤緩和（妊娠中の	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて

女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。）	て、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
23 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

別表第2

親 族	日 数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）	10 日
父母	7 日
子	5 日
祖父母	3 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7 日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日
甥又は姪	1 日

(4) 介護休暇

2週間以上の期間にわたり、傷病等で日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない内での指定期間内につき承認する。（無給）

介護の対象者

- ・職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母
- ・同居の祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子、孫

介護休暇の取得状況（令和6年中）

取得者数	0 人
------	-----

3 育児休業等

(1) 育児休業

職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができる。（無給）

(2) 育児短時間勤務

職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子が小学校就学の始期に達する日まで、次に掲げるいずれかの勤務形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる。

（有給）

- ① 3時間55分勤務を週5日（週19時間35分勤務）
- ② 4時間55分勤務を週5日（週24時間35分勤務）
- ③ 7時間45分勤務を週3日（週23時間15分勤務）
- ④ 7時間45分勤務を週2日、3時間55分勤務を週1日（週19時間25分勤務）
- ⑤ 1週間当たり19時間25分から24時間35分の範囲内で勤務

(3) 部分休業

職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で30分を単位として部分休業をすることができる。（無給）

第5章 職員の休業に関する状況

1 休業の取得状況

種 類	令和6年度取得者数
育児休業	1人
育児短時間勤務	0人
部分休業	0人

第6章 職員の分限及び懲戒処分状況

1 分限処分

（令和6年度中）

区 分	降任	免職	休職	降給	計	備考
分限処分者数	0	0	0	0	0	

2 懲戒処分

（令和6年度中）

区 分	戒告	減給	停職	免職	計	備考
懲戒処分者数	1	0	1	0	2	

第7章 職員の服務の状況

1 職務専念義務免除

職務専念義務免除に関する運用規定は、次のとおりです。

仁淀消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることが出来る。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、任命権者が特に定める場合

職務に専念する義務の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、仁淀消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和48年条例第7号）の規定に基づき職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 仁淀消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第3号に掲げる場合を次のように定める。

- (1) 組合の特別職の公務員を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (2) 当該職員の職務に関連のある国又は地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (3) 組合の事務を処理する一部事務組合の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (4) 組合の行政運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる公共的団体等の役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合
- (5) 国若しくは、地方公共団体の機関、学校又は公共的団体等の委嘱を受けて講習、講義等を行なう場合
- (6) 当該職員の職務上の教養に資する講習、講義等を受講する場合
- (7) 教育又は研究のため他の事業又は事務に従事する場合
- (8) 国又は地方公共団体が行なう当該職員の職務に関連ある試験を受ける場合
- (9) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第45条第2項の規定により公務災害補償に関する審査の請求をし、又は法第46条の規定により勤務条件に関する措置の請求をし、若しくは法第49条第4項の規定により不利益処分に関し、審査の請求をし、あるいはこれらの審理のため高知県人事委員会の要求を受けて出頭する場合
- (10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる特別の事由がある場合

職務専念義務免除の承認状況

(令和6年度中)

項 目	承認件数	備考
条例第 2 条 第 1 号該当	0 件	
条例第 2 条 第 2 号該当	27 件	短期人間ドック
条例第 2 条 第 3 号該当		
規則第 2 条 第 1 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 2 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 3 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 4 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 5 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 6 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 7 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 8 号該当	0 件	
規則第 2 条 第 9 号該当	1 件	予防技術検定受験
規則第 2 条 第 10 号該当	0 件	
小 計	0 件	
合 計	28 件	

2 営利企業への従事許可

営利企業への従事許可に関する運用規定は、次のとおりです。

職員の営利企業等の従事制限に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項の規定に基づき、職員が兼ね、営み又は従事する営利、企業について、任命権者の許可を受くべき地位及び同条第 2 項の規定に基づく許可の基準を定めることを目的とする。

(地位)

第 2 条 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員以外の地位は次のとおりとする。

- (1) 顧問
- (2) 評議員
- (3) 前 2 号に準ずる職

(許可の基準)

第 3 条 職員が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員及び前条各号に定める地位を兼ね、又は自ら営利企業を営む場合の任命権者の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 単に名目的なものであつて、職務の遂行に支障をきたさず、且つ、職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合
- (2) 職務の遂行に支障を来たさない範囲において、任命権者が特殊の事情があると認めた場合

第 4 条 職員が報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合の任命権者の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第33条に規定する信用失墜行為の発生のおそれがないものであつて、職務の遂行に支障を来たさず、且つ、職務の占める職と密接な関連がないと認められる場合
- (2) 前号の場合において、職員の占める職と密接な関連がある場合においても、任命権者が特殊な事情があると認めた場合

営利企業への従事に関する認定状況

- ・令和7年4月1日現在の認定件数 1件
- ・令和6年度中における申請件数 0件
- ・令和6年度中における認定件数 0件

第8章 職員の退職管理の状況

1 退職管理の状況

令和6年度に離職した管理職員の再就職の状況は、下記のとおりです。

退職者数	再就職に係る届出の提出者数	再就職区分						町出資団体
		国	地方公共団体	財団法人・社団法人	その他非営利法人	営利法人	その他	
1	0	0	0	0	0	0	0	0

第9章 職員の研修の状況

1 研修の状況

(令和6年度中)

研修名	研修機関	参加者数	備考
救助科	高知県消防学校	1人	
警防科	高知県消防学校	2人	
幹部科	高知県消防学校	2人	
火災調査科	高知県消防学校	1人	
短期研修	高知県消防学校	7人	火災性状体験2、若年層1、予防査察指導者研修2、地域防災2
警防科	消防大学校	1名	
新任教官科	消防大学校	1名	
自主防災組織育成短期コース	消防大学校	1名	
救急医療症例検討会	高知赤十字病院、近森病院、ドクターヘリ、高知医療センター	112人	延べ人数 (Web参加含む)
ブロック合同検証会	中央西、中央東、安芸、幡多	40人	

救急救命士生涯教育 (病院実習)	高知医療センター、仁 淀病院	21 人	
中四国救急医学会	広島県	2 人	
課長補佐研修	こうち人づくり広域連合	2 人	
議会事務局職員研修	こうち人づくり広域連合	1 人	

第 10 章 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 健康診断の実施状況 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分	対象者	備 考
短期人間ドック	全職員	定期健康診断代替（高知県市町村職員 共済組合、互助会の助成あり）年 1 回
健康診断	深夜業務従事者	労働安全規則第 44 条 45 条に基づく健 康診断。 年 1 回

2 互助会等の福利厚生事業状況 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

団体区分	互助会名	事業内容	公費・個人の 負担割合
共同互助会	高知県市町村職員 互助会	(公費を伴う個人給付事業のみ抜粋) 人間ドック助成 保養施設助成	50:50 %

3 公費負担状況 (単位:千円)

	公費分					個人負担分			合計	職員 数
	人間 ドック	深夜勤務者 健康診断	親和会	市町村職員 互助会	小計	親和会	市町村職員 互助会	小計		
令和2年度 決算	383	165	0	1,309	1,857	285	1,309	1,594	3,451	57
令和3年度 決算	384	75	0	1,286	1,745	280	1,286	1,566	3,311	57
令和4年度 決算	394	111	0	1,329	1,834	0	1,329	1,329	3,163	59
令和5年度 決算	527	111	廃止	1,331	1,969	廃止	1,331	1,331	3,300	58
令和6年度 決算	592	114		1,303	2,009		1,303	1,303	3,312	55
令和7年度 予算	613	128		1,329	2,070		1,329	1,329	3,399	58

4 勤務条件に関する措置の要求の状況（高知県公平委員会）

(令和 6 年度) (単位: 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A)+(B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 容認	全部 容認		

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5 不利益処分に関する審査請求の状況（高知県公平委員会）

（令和6年度中）

（単位：件）

前年度 末係属 数(A)	年度内 請求数 (B)	計 (C) (A)+(B)	審 理 状 況			処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
									処 分 承 認	処 分 修 正	処 分 取 消		
0	1	1	1 回	0 回	1 回	0	1	0	0	0	0	1	0